

定期監査結果報告書

1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 土木部
- (2) 監査実施期間 平成 24 年 10 月 5 日～平成 25 年 3 月 25 日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成 24 年度、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

2. 監査の結果

監査対象部局の平成 24 年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

(1) 各課の監査項目及び着眼点

【土木公園課】

(歳出)

監査項目 大阪電子自治体推進協議会負担金

- 着眼点
- ①負担金の算出は合理的な基準により行われているか。
 - ②負担金額の算出に誤りはないか。

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 第二阪和道路建設促進期成同盟会会費

- 着眼点
- ①会費は、規程等に適合しているか。
 - ②会費の支出手続きは適正に行われているか。

【再開発課】

(歳出)

監査項目 まちづくり補助金

- 着眼点
- ①補助金は、規程等に適合しているか。
 - ②補助金の支出手続等は適正に行われているか。

【建築住宅課】

(歳出)

監査項目 既存民間建築物耐震診断補助金

着眼点 ①補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

【上下水道課】

(歳入)

監査項目 諸証明等手数料

着眼点 ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。
③調定の時期及び手続きは適正か。また、調定漏れはないか。

(歳入)

監査項目 加入金

着眼点 ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(歳出)

監査項目 受水費 (大阪広域水道)

着眼点 ①受水費の算出は合理的な基準により行われているか。
②受水費の支出手続きは適正に行われているか。

【街路河川課】

(歳入)

監査項目 行政財産使用料

着眼点 ①調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
②調定の時期及び手続きは適正か。

【連立交通政策課】

(歳出)

監査項目 非常勤嘱託員報酬

着眼点 ①支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。
②金額の積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

(2) 各課の監査結果

【土木公園課】

(歳出)

監査項目 大阪電子自治体推進協議会負担金

予算額	支出済額 (9月末現在)
1,039,000 円	977,197 円

- 着眼点 ①負担金の算出は合理的な基準により行われているか。
②負担金額の算出に誤りはないか。

大阪電子自治体推進協議会は、大阪府と大阪府内の全市町村が連携協働して電子自治体の実現と地域情報化の推進に寄与することを目的に設立された団体である。大阪電子自治体推進協議会は前述の目的を達成するための事業として、情報システムの開発及び運営、情報ネットワークの整備及び運営等を実施し、実施に要する経費については、構成団体からの会費・負担金等により充てている。本市においては、大阪電子自治体推進協議会の実施事業として共同調達している公共スポーツ予約システムとしてオーパス・スポーツ施設予約システム（以下、「本システム」という。）を、土木公園課及び生涯学習課において活用している。

本システムにより予約等が可能となる土木公園課所管の施設については、鴨公園運動広場及び新公園運動広場にかかる施設である。（生涯学習課については、高師浜野球場・運動広場、高砂公園野球場・運動広場及び市立体育館にかかる施設である。）

本システムの活用により、インターネット・携帯電話及び市役所等施設に設置している街頭端末機を介して①抽選の申込②抽選結果の確認と当選分利用申請③空き情報の照会と利用申請④利用実績の確認⑤各申込み内容の確認や取消しのようなサービスが利用でき、直接窓口へ出向かずにいつでも手続きが可能となり、利便性が向上されている。

平成 24 年度における土木公園課所管の施設のシステム利用件数等は、次のとおりである。

	鴨公園運動広場		新公園運動広場		月合計
	システム 利 用	システム 利用以外	システム 利 用	システム 利用以外	
4 月	94 件	10 件	13 件	11 件	128 件
5 月	85 件	16 件	15 件	4 件	120 件
6 月	74 件	17 件	16 件	8 件	115 件
7 月	73 件	15 件	20 件	6 件	114 件
8 月	88 件	13 件	10 件	4 件	115 件
9 月	77 件	14 件	22 件	7 件	120 件
合計	491 件	85 件	96 件	40 件	712 件

システム利用自治体においては、大阪電子自治体推進協議会より各年度ごとに人口・端末機等の数量に応じて計算される負担金をスポーツ施設情報システム事業負担金として支払う必要がある。(各年度を通算し、剰余金が発生した場合はその額を翌年度の負担金から相殺される。)

高石市において平成24年における負担金算出基準及び額については以下のとおりである。

単位 (円)

サービス利用料			事務費	合 計	前年度執行剰余額	負担金額 (総額)
月額(税抜)	年額(税抜)	年額(税込)				
173,000	2,076,000	2,179,800	75,000	2,254,800	133,227	2,121,573

高石市においては、本システムの活用によって予約できる施設数及び利用端末機数に応じて按分率を計算し、活用課ごとに按分された負担金を支出している。土木公園課における負担金額については次のとおりであり、決裁行為書・請求書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

$$\begin{aligned}
 & \text{(負担金総額)} \quad \{ \text{按分率: } (a+b)/2 \} \quad \text{土木公園課負担金額} \\
 & 2,121,573 \text{ 円} \quad \times \quad 0.9212/2 \quad = \quad 977,197 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

$$\left[\begin{array}{l}
 a: \text{施設按分率} = 7/15 \text{ (土木公園課施設使用数/システム利用施設総数)} \\
 b: \text{端末機按分率} = 5/11 \text{ (土木公園課端末機使用数/システム利用端末機総数)}
 \end{array} \right]$$

【都市計画課】

(歳出)

監査項目 第二阪和道路建設促進期成同盟会会費

予算額	支出済額 (9月末現在)
8,000 円	8,000 円

- 着眼点
- ①会費は、規程等に適合しているか。
 - ②会費の支出手続きは適正に行われているか。

第二阪和道路建設促進期成同盟会は、府道堺阪南線とJR阪和線との中間地帯を縦走して、大阪市内に計画される新国道に直結する第二阪和道路を国道として建設することを促進し、産業並びに文化の発展に寄与することを目的として、昭和34年に設立されている。本会の組織員としては、この目的に賛同する下記の市町であり、事務所は総会において会長に選任された市(町)に置くとなっており、現在は岬町に置いている。本会の主な事業としては、残る建設計画道路に対し、上記目的を達成するための関係所管庁への陳情、請願である。

また、本会の運営費用は、第二阪和道路建設促進期成同盟会会則第 17 条により、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるとなっており、各市の会費については、幹線距離等により算出した金額を総会において、毎年度議決している。この会費の請求日、負担行為日は平成 24 年 7 月 20 日で、支払は平成 24 年 8 月 3 日に行っている。各市町の会費金額は以下のとおりであり、決裁行為書、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

市 町 名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
堺 市	33,000 円	33,000 円	33,000 円
高 石 市	8,000 円	8,000 円	8,000 円
泉大津市	9,000 円	9,000 円	9,000 円
和 泉 市	12,000 円	12,000 円	12,000 円
忠 岡 町	5,000 円	5,000 円	5,000 円
岸和田市	17,000 円	17,000 円	17,000 円
貝 塚 市	13,000 円	13,000 円	13,000 円
泉佐野市	20,000 円	20,000 円	20,000 円
田 尻 町	4,000 円	4,000 円	4,000 円
泉 南 市	13,000 円	13,000 円	13,000 円
阪 南 市	15,000 円	15,000 円	15,000 円
岬 町	15,000 円	15,000 円	15,000 円

【再開発課】

(歳出)

監査項目 まちづくり補助金

予算額	支出済額 (9 月末現在)
800,000 円	550,000 円

着眼点 ①補助金は、規程等に適合しているか。
②補助金の支出手続等は適正に行われているか。

羽衣駅東地区まちづくり推進協議会及び羽衣駅西地区整備研究会の 2 つの組織からの補助金交付申請がなされた。

- 東地区まちづくり推進協議会においては、土地区画整理事業等の面的整備事業の調査研究及び事業推進活動を行うことを目的として設立された。
- 西地区整備研究会は、西地区における個性的で魅力あるまちづくりを図るため整備事業の調査研究及び事業推進活動を行ってきた。

平成 21 年に同駅の東西一体としての整備を行うことにより、両地区の整備事業としての事業効果が図れるとして、同駅周辺の再開発を実施する区域としての都市計画決定の変更が行われ、再開発を推進するための両事業に対しての補助金を交付している。

主な事業は、駅周辺のまちづくりを推進するための先進都市視察や、同駅周辺の活性化を図ること等を目的として、夏季に高石楽市楽座「羽衣七夕まつり」と銘打って広く市民に参加を求め、今後の駅周辺の整備及び再開発の促進を図るべく事業実施している。

羽衣駅東地区まちづくり推進協議会は、地域の自治会や各種団体等及び地域住民と連携して「羽衣七夕まつり」に参加していたが、本年度は、商店街の高齢化等により追加の補助金が必要となったため、補助金の増額要求の申請があった。

本補助金については、高石市補助金等交付規則に基づいて交付申請・交付決定・補助金交付が行われている。

この補助金交付申請等について、決裁行為書、申請書、請求書等関係書類を監査した結果、交付手続き、補助金支出は適正に処理されていた。

羽衣駅東地区まちづくり推進協議会補助金

交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付金額	補助金支出日
5月23日	5月31日	6月1日	150,000円	6月13日
7月9日	7月13日	7月13日	200,000円	7月23日

羽衣駅西地区整備研究会補助金

交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付金額	補助金支出日
5月23日	5月31日	6月1日	200,000円	6月13日

【建築住宅課】

(歳出)

監査項目 既存民間建築物耐震診断補助金

予算額	支出済額 (9月末現在)
900,000円	343,000円

着眼点 ①補助金の算出は合理的な基準により行われているか。
②補助金の交付手続きは適正に行われているか。

本補助金は、地域住宅計画に基づき建築物の耐震診断の実施を促進するため、木造住宅の耐震診断を実施する所有者または使用者に対し、既存民間建築物耐震診断補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりをめざす施策の一環である。

支給の対象及び金額については、高石市既存建築物耐震診断補助金交付要綱に基づき、以下のとおり規定されている。

対象となる建物	対象となる者	補助の内容
高石市内にある建物で現に居住しているものの内、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の所有者 ・使用者 ・建物の管理者（区分所有の場合） 	予算の範囲内で耐震診断費用の一部を補助補助額 耐震診断費用の10分の9以内の額 ただし、1戸あたりの補助金の限度額は45,000円、又は床面積に1平方メートルあたり1,000円を乗じて算出した額のいずれか低い方 （補修費・修繕費・補強計画作成費等は含まない）

補助金交付に必要な書類は適正に提出されており、一連の事務について決裁行為書、負担行為書等関係書類を監査した結果、交付基準により適正に処理されていた。

なお、5年間の補助件数・金額については以下のとおりである。

年度	交付件数	予算額	支出金額	内訳
平成20年度	17件	765,000円	765,000円	45,000円×17件
平成21年度	11件	495,000円	495,000円	45,000円×11件
平成22年度	6件	450,000円	270,000円	45,000円×6件
平成23年度	10件	450,000円	450,000円	45,000円×10件
平成24年度 (9月末現在)	8件	900,000円	343,000円	45,000円×7件 28,000円×1件

【上下水道課】

(歳入)

監査項目 諸証明等手数料

予算額	調定額	収入済額(9月末現在)
380,000円	34,000円	34,000円

着眼点

- ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- ②調定額の算定は適正か。また計算に誤りはないか。

③調定の時期及び手続きは適正か。また、調定漏れはないか。

諸証明等手数料には、登録(指定業者、責任技術者)手数料、証書交付手数料等があげられる。

高石市下水道条例第 11 条により、排水設備等の新設等の工事は、市長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）の監理の下において行うこととなっており、指定業者については、高石市指定排水設備工事業者規則において、資格等が定められている。指定業者となる要件としては、専属の責任技術者を有することとなっており、責任技術者は同条例第 12 条第 2 項により、大阪府下水道協会が行う試験に合格したものでなければならないと定められている。また、第 3 項により、指定業者及び責任技術者は、それぞれ市長に登録を申請し、証書の交付を受けなければならないとなっており、登録及び証書の交付については、第 13 条により 1 件につき指定業者登録手数料 4,000 円、責任技術者登録手数料 2,000 円、証書交付手数料 2,000 円の手数料を徴収するものと定められている。

調定手続きについては、申請があった時に収入調定を行い、手数料の収納を確認のうえ、証明書を発行している。

収納件数、金額は以下のとおりで、調定の時期及び手続きについては、いずれも適正に処理されていた。

単位（件、円）

	指定業者登録手数料		責任技術者登録手数料		証書交付手数料		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
4 月	1	4,000	1	2,000	2	4,000	4	10,000
5 月	1	4,000	2	4,000	3	6,000	6	14,000
6 月	1	4,000	1	2,000	2	4,000	4	10,000
7 月	0	0	0	0	0	0	0	0
8 月	0	0	0	0	0	0	0	0
9 月	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	12,000	4	8,000	7	14,000	14	34,000

(歳入)

監査項目 加入金

予算額	調定額	収入済額(9月末現在)
15,536,000 円	14,680,000 円	14,680,000 円

着眼点 ①調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
②調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

加入金は、高石市水道事業条例第 27 条の 2 により給水装置の新設及び改造工事に伴う増径工事申込者から徴収しており、その金額は次のとおり定められている。

メーター口径	加入金
20mm	110,000 円
25mm	180,000 円
40mm	640,000 円
50mm	1,000,000 円
75mm	2,500,000 円
100mm	4,500,000 円
150mm	10,000,000 円
200mm	管理者が別に定める

ただし、既設の給水装置がある場合は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額を徴収している。

(例) 20mmのメーターを設置している所に 25mmを設置する場合

$$180,000 \text{ 円} - 110,000 \text{ 円} = 70,000 \text{ 円}$$

しかし、既設の給水装置より口径の小さいメーターを設置する場合の加入金徴収及び差額の還付等を行わない。月別件数及び加入金徴収金額は以下のとおりで、収納事務は消込台帳を作成し管理しており、給水装置工事申込書兼工事許可申請書及び領収済通知書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

徴収月	件数	加入金徴収金額
4月	58件	6,430,000 円
5月	19件	1,810,000 円
6月	16件	1,400,000 円
7月	12件	2,700,000 円
8月	16件	1,620,000 円
9月	9件	720,000 円
合計	130件	14,680,000 円

(歳出)

監査項目 受水費 (大阪広域水道)

予算額	支出済額 (9月末現在)
556,593,000 円	233,570,610 円

着眼点 ①受水費の算出は合理的な基準により行われているか。
②受水費の支出手続きは適正に行われているか。

大阪広域水道企業団は、大阪市を除く府内 42 市町村で構成される一部事務組合であり、大阪府水道部より引き継いだ水道用水供給事業、工業用水道事業を平成 23 年 4 月 1 日より開始した。

大阪広域水道企業団水道事業供給条例第 10 条により、受水量 1 m³につき 78 円の割合で計算した額に 100 分の 105 を乗じて得た金額で、同企業団より受水している。

月別受水量、料金は以下のとおりである。

検針日	受水量	受水料金
4 月 30 日	472,030 m ³	38,659,257 円
5 月 31 日	495,020 m ³	40,542,138 円
6 月 30 日	484,840 m ³	39,708,396 円
7 月 31 日	506,630 m ³	41,492,997 円
8 月 31 日	462,660 m ³	37,891,854 円
9 月 30 日	430,720 m ³	35,275,968 円

同企業団において本市に関連する使用水量（料金）決定通知書、水道料金調定内訳書、納入通知書・領収証書を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

【街路河川課】

（歳入）

監査項目 行政財産使用料

予算額	調定額	収入済額（9 月末現在）
1,230,000 円	1,233,640 円	1,233,640 円

着眼点 ①調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
②調定の時期及び手続きは適正か。

行政財産の目的外使用については、地方自治法第 238 条の 4 及び本市行政財産使用料条例第 3 条第 1 項により貸出しを行っている。

使用料については、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び本市公有財産規則第 15 条（行政財産の目的外使用）・同第 25 条（貸付料）により 1 ヶ月あたりの使用料を決定している。この貸出しに伴う使用料算定基準となる当該土地の価格については、路線価格・使用面積及び高石市道路占用料条例に基づく使用料が基礎となり決定している。

なお、今回貸出しを行っている行政財産については、都市計画道路南海中央線事業用地として買収している行政財産であり 2 件の申請がある（監査時点）。

○ 学校法人羽衣学園 駐車場用地使用料

当該用地については、本市の北端に位置した事業用地であり、現時点においては事業化の目処がついていない状況であり、平成20年5月より貸出しを行っている。

所在地 高石市東羽衣1丁目355-2、391-3、398-2

貸出面積 423 m²

使用料算定根拠 本市公有財産規則第15条（行政財産の目的外使用）・同第25条（貸付料）

※ 当該の土地価格は国税路線価に準じた価格

2.5 当該土地のうち使用させる部分の面積

当該の土地価格 × $\frac{2.5}{1,000}$ × $\frac{\text{当該土地の面積}}{423}$

当該土地の価格 423 m² × 97,000 / m² = 41,031,000 円

1ヶ月使用料 41,031,000 円 × 2.5 / 1,000 × 423 / 423
≒ 102,500 円 (100 円未満切捨)

使用料 102,500 円 × 12ヶ月 = 1,230,000 円

使用許可及び使用料納付書発行 平成24年3月29日

使用料納付日 平成24年4月24日

○ 関西電力株式会社南大阪営業所 電柱敷地使用料

当該電柱設置場所については、現在事業計画決定された用地で道路整備箇所となっており、先行設置している場所である。

所在地 高石市加茂2丁目379-15、378-16

貸出面積 電柱2本（電柱1本・支線1本）

使用料算定根拠 高石市道路占用料条例第2条による

電柱、支柱、支線柱及び支線 1本1年 1,820 円

使用許可及び使用料納付書発行 平成24年2月10日

使用料納付日 平成24年4月20日

本行政財産使用料の納入通知及び調定について監査したところ、行政財産使用料条例等に基づいた納付手続及び収入調定は適正に処理されていた。

【連立交通政策課】

(歳出)

監査項目 非常勤嘱託員報酬

着眼点 ①支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

②金額の積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

予算額	支出済額 (9月末現在)
1,200,000 円	600,000 円

連立交通政策課においては、法務事務のため非常勤嘱託員 1 名を雇用している。主な職務としては連立・街路・道路・河川事業等に伴う法務局への所有権移転登記事務、取得用地等の所有者に相続が発生し、相続手続きが未了である場合の遺産分割協議書の作成支援、相手方からの手続き等の相談業務を担当している。これらの職務については、各事業において、取得用地に伴う登記事務が相当程度作業量があり、かつ専門的経験と知識が必要となり、市職員が担当することが困難であるため、司法書士の経験と登記事務に精通している者の雇用が不可欠である。

当該非常勤嘱託員の報酬月額、高石市報酬及び費用弁償条例第 2 条（別表第 1）に基づき支給されており、報酬、勤務条件及び各月ごとの勤務日数については下記のとおりであり、出勤簿等関係書類等を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

雇 用 期 間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日					
勤 務 日 数	1 週当たり 2 日（毎週火曜日・金曜日）					
勤 務 時 間	1 日につき 2 時間 30 分（午前 9 時 30 分～12 時）					
報 酬	月額 100,000 円					
年次有給休暇	1 年度につき 7 日間					
勤務月及び日数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	8 日間	7 日間	8 日間	8 日間	7 日間	8 日間

3. 監査委員の質問事項

【土木公園課】

- ① レンタル自転車駐車場整備工事費について
- ② 道路維持費、原材料費について
- ③ 公園愛護会補助金及び高石市公園愛護会連合会の活動内容等について

【都市計画課】

- ① 都市計画施設等見直し業務について

【再開発課】

- ①羽衣駅前東地区市街地再開発準備組合の活動について
- ②羽衣駅前地区第1種市街地再開発事業にかかる公共施設管理者負担金等について

【建築住宅課】

- ①最低居住面積水準及び誘導居住面積水準の達成度等について
- ②本市の住宅政策及び今後の構想等について
- ③市営住宅の未収金、滞留状況について
- ④民間建物耐震診断補助金及び建物耐震改修補助金について

【上下水道課】

- ①受益者負担金水準について
- ②受益者負担金滞納繰越分について
- ③羽衣ポンプ場長寿化計画等について
- ④水道料金等包括的業務委託について
- ⑤収納手数料及び収納方法分析について
- ⑥公営企業会計基準の改正にかかる影響について

【街路河川課】

- ①南海中央線道路整備事業及び新村北線道路整備事業の進捗状況等について
- ②オフコン借上料について

【連立交通政策課】

- ①土地賃借料、連立事業用地買収費等について
- ②連立事業の事業開始から本年度までの執行額、累計額等について